平成 29 年 9 月湖西市議会定例会

議 案 書

議 案 一 覧 表

(平成29年9月 湖西市議会定例会)

議 案	畨	号	件	名
議案第	52	号	湖西市教育委員会委員の任命につき同意を求め	つることについて
議案第	53	号	平成 29 年度湖西市一般会計補正予算 (第 2 号を求めることについて	号)に係る専決処分の承認
議案第	54	号	湖西市子育て支援条例を廃止する条例制定につ	かいて
議案第	55	号	湖西市農業委員会の委員及び農地利用最適化抗 例制定について	推進委員の定数を定める条
議案第	56	号	湖西市公共下水道事業の設置等に関する条例制	定について
議案第	57	号	湖西市火災予防条例の一部を改正する条例制定	 E について
議案第	58	号	平成29年度湖西市一般会計補正予算(第3号))
議案第	59	号	平成 29 年度湖西市国民健康保険事業特別会計	補正予算(第1号)
議案第	60	号	平成 29 年度湖西市介護保険事業特別会計補正	予算(第1号)
議案第	61	号	平成 29 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会	計補正予算(第1号)
議案第	62	号	平成29年度湖西市公共下水道事業特別会計補	正予算(第 2 号)
議案第	63	号	平成 28 年度湖西市一般会計歳入歳出決算認定	について
議案第	64	号	平成 28 年度湖西市国民健康保険事業特別会計	&入歳出決算認定について

議案番号

件 名

議案第 65 号 平成 28 年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について 議案第 66 号 平成 28 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について 議案第 67 号 平成 28 年度湖西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 議案第 68 号 平成 28 年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について 議案第 69 号 平成 28 年度湖西市病院事業会計決算認定について

日程第1

会議録署名議員の指名

7番 渡辺 貢

8番 吉田建二

平成 29 年 9 月 4 日

湖西市議会議長 二 橋 益 良

日程第2

会期の決定

今期定例会の会期は、本日から10月4日までの31日間とする。

平成29年9月4日

湖西市議会議長 二 橋 益 良

議案第52号

湖西市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 4 条第 2 項の規定により、下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成29年9月4日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏名田中ゆかり

議案第53号

平成29年度湖西市一般会計補正予算(第2号)に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年9月4日提出

湖西市長 影 山 剛 士

専決第11号

平成29年度湖西市一般会計補正予算(第2号)

平成29年度湖西市一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,780千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,305,646千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 7 月 21 日専決

第1表 歲入歳出予算補正 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15 虏	表出金	1, 309, 789	1,780	1, 311, 569
	3 委託金	123, 341	1,780	125, 121
	歳 入 合 計	21, 303, 866	1, 780	21, 305, 646

歳 出

款			項		補正前の額	補	正額	計
					千円		千円	千円
2 糸	窓務費				2, 736, 356		1, 780	2, 738, 136
	4 選挙費				36, 413		1, 780	38, 193
	歳	出	合	計	21, 303, 866		1, 780	21, 305, 646

議案第54号

湖西市子育て支援条例を廃止する条例制定について

湖西市子育て支援条例(平成17年湖西市条例第12号)を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年9月4日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市子育て支援条例を廃止する条例

湖西市子育て支援条例(平成17年湖西市条例第12号)は、廃止する。

附則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に廃止前の湖西市子育て支援条例第 8 条の規定により同条に規 定する手当等の支給の申請をした者に対する平成 30 年 3 月分までの当該手当等の 支給については、なお従前の例による。
- 3 廃止前の湖西市子育て支援条例第13条の規定は、この条例の施行後も、なおその 効力を有する。

議案第55号

湖西市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委 員の定数を定める条例制定について

湖西市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年9月4日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委 員の定数を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、湖西市農業委員会の委員(次条において「委員」という。)及び農地利用最適化推進委員(第3条において「推進委員」という。)の定数を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 委員の定数は、14人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、13人とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされた湖西市農業委員会の委員の任期満了の日(選挙による委員が全てなくなったときは、そのなくなった日。以下第4項において「旧委員の任期満了の日」という。)までの間においては、適用しない。

(湖西市農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止)

3 湖西市農業委員会の選挙による委員の定数条例(昭和30年湖西市条例第9号)は、 廃止する。

(湖西市農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止に伴う経過措置)

4 前項の規定による廃止前の湖西市農業委員会の選挙による委員の定数条例の規定は、旧委員の任期満了の日までの間、なおその効力を有する。

(湖西市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 湖西市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年湖 西市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表農業委員会の項を次のように改める。

農業委員会	会長	月額 28,500円
	会長代理	月額 25,000円
	委員	月額 23,000円
	農地利用最適化	月額 23,000円
	推進委員	

議案第56号

湖西市公共下水道事業の設置等に関する条例制定について

湖西市公共下水道事業の設置等に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年9月4日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市公共下水道事業の設置等に関する条例

(公共下水道事業の設置)

第1条 市民の公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、あわせて公共用水域 の水質の保全に資するため、湖西市公共下水道事業(以下「下水道事業」とい う。)を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

- 第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。
- 2 下水道事業の区域及び施設は、次のとおりとする。
 - (1) 区域 下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号) 第 4 条第 1 項の規定により定めた 事業計画に定める区域
 - (2) 施設 前号の事業計画に定める管渠、ポンプ施設及び処理施設

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条 の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除につ いて議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万 円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が150万円以上のものとする。

(会計事務の処理)

- 第7条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務 のうち、次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。
 - (1) 公金の収納に関する事務の一部
 - (2) 公金の保管に関する事務の一部

(業務状況説明書類の作成)

- 第8条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。
- 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11 月 30 日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5 月 31 日まで に作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方 針をそれぞれ明らかにしなければならない。
 - (1) 事業の概況
 - (2) 経理の状況
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第 1 項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。 (湖西市公共下水道事業特別会計条例の廃止)
- 2 湖西市公共下水道事業特別会計条例(平成7年湖西市条例第3号)は、廃止する。 (湖西市下水道条例の一部改正)
- 3 湖西市下水道条例(平成12年湖西市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

議案第57号

湖西市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

湖西市火災予防条例(平成 22 年湖西市条例第 36 号)の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年9月4日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市火災予防条例の一部を改正する条例

湖西市火災予防条例(平成 22 年湖西市条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 78 条」を「第 79 条」に、「第 79 条・第 80 条」を「第 80 条・第 81 条」に改める。

第80条を第81条とし、第79条を第80条とする。

第6章中第78条を第79条とし、第77条の次に次の1条を加える。

(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)

- 第 78 条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資する ため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれらに基づく 命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。
- 2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第 1 項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第58号

平成29年度湖西市一般会計補正予算(第3号)

平成29年度湖西市一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 128,915 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,434,561 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年9月4日提出

第1表 歲入歳出予算補正 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14	国庫支出金	千円 2,504,612	千円 △30, 888	千円 2,473,724
	2 国庫補助金	753, 806	△30, 888	722, 918
15 児	具支出金	1, 311, 569	△760	1, 310, 809
	2 県補助金	479, 345	△760	478, 585
18 糸	· 操入金	1, 197, 801	60, 362	1, 258, 163
	2 特別会計繰入金	14	60, 362	60, 376
20 壽	者収入	339, 375	24, 601	363, 976
	6 雑入	177, 950	24, 601	202, 551
21 🗔	· 扩債	912, 000	75, 600	987, 600
	1 市債	912, 000	75, 600	987, 600
	歳 入 合 計	21, 305, 646	128, 915	21, 434, 561

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2	総務費	千円 2,738,136	千円 1,969	千円 2,740,105
	1 総務管理費	2, 257, 852	1, 969	2, 259, 821
3	民生費	6, 427, 845	12, 123	6, 439, 968
	1 社会福祉費	3, 127, 014	2, 120	3, 129, 134
	2 児童福祉費	2, 916, 041	△5, 400	2, 910, 641
	3 生活保護費	384, 449	15, 403	399, 852
4	衛生費	3, 312, 889	1,701	3, 314, 590
	1 保健衛生費	652, 241	1,701	653, 942
5	労働費	91, 702	0	91, 702
	1 労働諸費	91, 702	0	91, 702
6	農林水産業費	219, 728	1, 332	221, 060
	1 農業費	213, 034	1, 332	214, 366
7	商工費	529, 653	50	529, 703
	1 商工費	529, 653	50	529, 703
8	土木費	2, 317, 017	101, 218	2, 418, 235
	2 道路橋梁費	395, 558	84, 000	479, 558
	3 河川費	30, 891	27	30, 918
	4 都市計画費	1, 630, 454	17, 191	1, 647, 645
9	消防費	1, 480, 641	△2, 072	1, 478, 569
	1 消防費	1, 480, 641	△2,072	1, 478, 569
10	教育費	2, 254, 980	12, 594	2, 267, 574
	1 教育総務費	462, 362	0	462, 362
	3 中学校費	226, 380	6, 457	232, 837
	6 社会教育費	628, 372	6, 137	634, 509
	歳 出 合 計	21, 305, 646	128, 915	21, 434, 561

第2表 地方債補正

変 更 (単位 千円)

+1/# o D //.	梦	芝 更 前	ji	梦	更 後	Ż Ż	償還の
起債の目的	限度額	起債の 方 法	利率	限度額	起債の 方 法	利率	方法
道路整備事業	92, 200	証書	5.0に利し借る金方体構つ利直っお当し率%だ率方り政及公金資い率したい該後)以し見式入府び共融金てのを後て見の内、直でれ資地団機に、見行には直利	167, 800	証書	5.(利し借る金方体構つ利直っお当し率%だ率方り政及公金資い率したい該後)以し見式入府び共融金てのを後て見の内、直でれ資地団機に、見行には直利	借融にた市都り限しく償低りこき入資よだ財合償を、は還利換とる先条るし政に還短若繰又にえが。の件。、のよ期縮し上は借るで

議案第59号

平成 29 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)

平成 29 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,437 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,454,437 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月4日提出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10 綽	越金	50,000	6, 437	56, 437
	1 繰越金	50,000	6, 437	56, 437
	歳 入 合 計	6, 448, 000	6, 437	6, 454, 437

歳 出

款			項		補正前の額	補 正 額	計
					千円	千円	千円
11 諸	者支出金				5, 365	6, 43	11,802
	2 繰出金				1	6, 43	6, 438
	歳	出	合	計	6, 448, 000	6, 43	6, 454, 437

議案第60号

平成 29 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)

平成 29 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 102,278 千円を追加し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ 4,125,267 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月4日提出

款	項		補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
8 縵	建越金		2	102, 278	102, 280
	1 繰越金		2	102, 278	102, 280
	歳 入 合	計	4, 022, 989	102, 278	4, 125, 267

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 均	也域支援事業費	千円 187, 925	千円 300	千円 188, 225
	1 地域支援事業費	187, 925	300	188, 225
7 郬	*************************************	1, 212	101, 978	103, 190
	1 償還金及び還付加算金	1,211	48, 120	49, 331
	2 繰出金	1	53, 858	53, 859
	歳 出 合 計	4, 022, 989	102, 278	4, 125, 267

議案第61号

平成 29 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正 予算 (第1号)

平成 29 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ919千円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ603,295千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月4日提出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4 繰越金		1	869	870
	1 繰越金	1	869	870
5 請	5 諸収入		50	1, 102
	2 保険料還付金及び還付加算金	1,050	50	1, 100
	歳 入 合 計		919	603, 295

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 広域連合納付金		千円 580, 425	千円 802	千円 581, 227
	1 広域連合納付金	580, 425	802	581, 227
3 請	3 諸支出金		117	1, 179
	1 償還金及び還付加算金	1,050	50	1, 100
	2 繰出金	12	67	79
歳 出 合 計		602, 376	919	603, 295

議案第62号

平成 29 年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)

平成 29 年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めると ころによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,032 千円を追加し、歳入歳出予算 の総額を歳入歳出それぞれ 1,691,163 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月4日提出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5 終	5 繰入金		4, 032	764, 222
	1 一般会計繰入金	760, 190	4, 032	764, 222
	歳 入 合 計	1, 687, 131	4, 032	1, 691, 163

歳 出

款	項			補正前の額	補 正 額	計
				千円	千円	千円
1 事	1 事業費		940, 026	4, 032	944, 058	
	2 事業費			509, 318	4, 032	513, 350
	歳出	合	計	1, 687, 131	4, 032	1, 691, 163

議案第63号

平成28年度湖西市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度 湖西市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月4日提出

議案第64号

平成 28 年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳 出決算認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度 湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の 認定に付する。

平成29年9月4日提出

議案第65号

平成 28 年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決 算認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度 湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定 に付する。

平成29年9月4日提出

議案第66号

平成 28 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入 歳出決算認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度 湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会 の認定に付する。

平成29年9月4日提出

議案第67号

平成 28 年度湖西市公共下水道事業特別会計歳入歳出 決算認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度 湖西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認 定に付する。

平成29年9月4日提出

議案第68号

平成 28 年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定に基づき、平成28年度湖西市水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書(案)のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定に基づき、平成28年度湖西市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月4日提出

議案第69号

平成28年度湖西市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、平成 28 年度湖西市病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月4日提出